

公告

京都市立病院への周辺案内地図付き広告の掲載について、次のとおり実施し、広告を掲載する事業者を募集します。

平成31年2月1日

地方独立行政法人京都市立病院機構理事長

施設概要	名称	京都市立病院
	所在地	京都市中京区壬生東高田町1-2
	設置目的	市民の健康保持に必要な医療を提供するため
	開院日、休院日	土日祝日及び年末年始(12月29日から1月3日まで)は通常診療受付を行っていない。ただし、救急等については365日受付を行っている。
	開院時間	通常診療時間：午前8時30分から午後5時15分まで 救急外来：24時間
	年間利用者数	約32万人(平成29年度延べ外来患者数)
広告の規格	内容	周辺案内地図付き広告
	掲載場所	本館1階正面入口の西側側面及び北館1階入口の西側側面の計2箇所
	大きさ	本館 縦2,400mm×横1,400mm 程度 北館 縦1,400mm×横1,800mm 程度 ※個別の広告枠数及びサイズは、自由設定してください。
	その他	別紙仕様書に記載の条件を満たすこと。仕様書に定めのないものについては自由にご提案ください。
掲載条件	広告料金(税込)	予定価格を年額525,000円(1台当たり月額21,875円)として見積合わせします。 なお、上記の広告料金とは別に、電気使用料をお支払いいただきます。
	掲載(契約)期間	平成31年4月1日～平成35年3月31日(4年間)
	広告物の掲載方法	広告物は壁面に固定していただきます。(設置方法は別途協議)
	広告物の作成主体	広告物は、契約者において用意していただきます。
	広告物の掲載主体	広告物の設置・撤去作業については、契約者の負担で行っていただきます。

広告の範囲	関係法令，規定	医療法，京都市広告掲載基準第2条及び第3条
	広告媒体の目的，性質等に 応じ定める個別の広告掲載 基準	葬儀，墓地，墓石関連事業者の広告は掲載できません。
申込手続等	申込資格	契約の相手方は，上記「掲載場所」を一括して扱える広告代理店等とします。 その他の申込資格の詳細は，京都市広告事業のホームページ（以下 URL）で御確認ください。 http://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000124940.html
	申込方法	別紙「広告掲載申込書」に，必要事項を記載のうえ，以下の申込先に御提出ください。 郵送する場合は，簡易書留にて申込期間内に必着するようお送りください。
	申込期間	平成31年2月1日（金）から2月15日（金）まで。 書類の受け付けは，平日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）行います。
	広告掲載の決定方法	公募見積合わせにより，原則として予定価格以上で最高額の提示を行った方を契約の相手方とします。
その他	その他の留意事項	広告掲載に当たっては，関係法令，規定を遵守してください。 広告掲載者とは，別途，広告掲載契約を締結します。 広告掲載までに，広告原稿案の事前審査を受けていただき，承認を受けていただきます。 申出により，掲載期間中の広告の差替えが可能です。
	お申込み・お問い合わせ先	京都市立病院事務局総務担当 〒604-8845 京都市中京区壬生東高田町1-2 電話番号 075-311-5311 FAX 075-321-6025

京都市立病院 周辺案内地図付き広告仕様書

1 概要

(1) 内容

京都市立病院における周辺案内地図付き広告の設置（2基）

京都市立病院の周辺案内地図を作成・設置し、その地図上に所在する民間企業等の広告主を募集し、広告を掲載する。

(2) 設置場所

京都市立病院（京都市中京区壬生東高田町1-2）

本館1階正面入口の西側壁面

北館1階時間外入口の西側壁面

2 各部仕様

(1) 本体

ア 本館については、縦2,400mm×横1,400mm程度の大ききさで作成すること（詳細は別途協議のうえ決定するものとする）。

イ 北館については、縦1,400mm×横1,800mm程度の大ききさで作成すること（詳細は別途協議のうえ決定するものとする）。

ウ 本体は、地震時等含めて転倒・落下しないよう、壁面又は床面に固定すること。

エ 周囲と調和のとれた色合いにすること。

オ 電照タイプとする場合は提案書に盛り込むこと。なお、その電気代は受託者の負担とする。

(2) 周辺案内地図

ア 本体内に収まり、本館、新館について、いずれも縦1,000mm×横1,000mm以上の大ききさで作成すること。

イ 公共施設・災害時の避難場所等市立病院が指定する地点をわかりやすく表示すること。

ウ 色覚障がい者に配慮した配色等でデザインすること。

エ 地図上に所在する広告主の表示を行うこと。

オ 破損・汚損や公共施設等の変更及び広告主の変更・移転等についてのメンテナンスをその都度行うこと。また、1年に1度は案内地図全体を張替えること。

(3) 広告枠

ア 地図上に所在する広告主の広告を表示すること。（写真・名称・電話番号等）

イ 広告と地図上の箇所とを番号等で対応させておくこと。

ウ 枠数・サイズは自由とするが、本体内に収まる大ききさで作成し、1枠が極端に大ききく又は小さきくならないようにすること。

- エ 広告の内容については,事前に京都市立病院に広告案を提出し,承認を得ること。
差替えを行う場合も同様とする。
- オ 「広告に関する一切の責任は広告掲載者に帰属します。また,京都市立病院が推奨するものではありません。」等の表示を施すこと。

3 その他

(1) 設置費用・広告料金等

- ア 制作・設置・移設・撤去に関する一切の費用を負担すること。
- イ 広告料については,年度ごとに支払うこと。
- ウ 電気代については,3ヶ月ごとの精算払いとする。

(2) 留意事項

- ア この仕様書に定めるもののほか,広告の掲載に関して必要な事項は,医療法,京都市広告掲載基準第2条及び第3条,その他関連法令・規程に定めるところによるものとする。
- イ その他の条件については,別途協議のうえ定めるものとする。

平成 年 月 日

地方独立行政法人京都市立病院機構理事長 様

広 告 掲 載 申 込 書

次のとおり広告掲載を申し込みます。

広 告 媒 体 の 名 称	周辺案内地図付き広告	
掲 載 期 間	平成31年4月1日から平成35年3月31日まで	
申 込 者	住 所	〒 -
	法 人 等 名 称	
	代 表 者 職 名 , 氏 名	
	担 当 者	(部署名) (氏名)
	連 絡 先	(TEL) (FAX) (e-mail)
	業 種	
京 都 市 競 争 入 札 参 加 資 格	有 ・ 無 (無の場合は必要に応じ別に指定する添付書類を提出のこと)	
見 積 金 額 (税 込 ・ 年 額)		